

おしらせHOTコーナー 案内



おしらせ

ほっとコーナー

ハッピーごまちゃん®

●市役所の電話
996-2111

●FAX
995-7367

会議の開催

- ①第2回八潮市地域包括支援センター運営協議会の傍聴
日 2月14日(木) 午後1時30分～3時
場 保健センター会議室
- ②第3回八潮市学校教育審議会の傍聴
日 2月18日(月) 午後3時～4時30分
場 教育委員会会議室(市役所別館)
- ③第3回八潮市国民健康保険運営協議会の傍聴
日 2月20日(水) 午後1時30分～3時
場 市役所第二応接室
- ④第1回八潮市廃棄物減量等推進審議会
日 2月22日(金) 午前10時～
場 八潮メセナ研修室A

実施計画について

- ⑤第2回八潮市都市計画審議会の傍聴
日 2月22日(金) 午後1時30分～3時
場 八潮メセナ集会室
- ⑥八潮市立休日診療所運営委員会の傍聴
日 2月22日(金) 午後1時30分～2時30分
場 保健センター医師控室
- ⑦第2回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴
日 2月26日(火) 午後1時30分～2時30分
場 保健センター医師控室

登録簿の中

登録簿の中からは、職種、期間、時間帯などの条件に合った方に対し、担当課から随時、業務内容や面接日時などを連絡します。

※登録した方または担当課から連絡された方が、必ず雇用されるものではありません。

登録の受付

登録用紙に必要事項を記入し、一般事務以外の職種は資格証(保育士の場合は保育士証)の写しを添付のうえ、総務人事課へ持参。郵送の場合は、封筒の表に「臨時職員登録用紙在中」と朱書きする。

●受付期間・場所
総務人事課で随時受付

●登録の有効期間
受付日～平成26年3月31日

年金記録を

持ち主が確認できていない年金記録は、約2200万件あります。自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、お近くの年金事務所などに相談ください。詳しくは、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp> をご覧ください。

●月々金曜日 午前9時～午後8時、第2土曜日 午前9時～午後5時

●ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570-058-555

埼玉県最低賃金の改正

埼玉県最低賃金が、平成24年10月から時間額77円に改定されました。なお、特定の産業については、別途特定(産別)最低賃金が適用されます。詳しくは、埼玉労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

●お問い合わせ先
埼玉労働局賃金室 ☎048-600-6205

さいたま地方裁判所の供託事務取扱庁の変更

さいたま地方裁判所川口出張所から時間額77円に改定されました。

●さいたま地方裁判所川口出張所
〒330-0801 さいたま市川口 1-1-1 ☎048-833-2245

遺言・相続無料相談会

遺言・相続無料相談会
日 2月24日(日) 午前10時～午後4時
場 埼玉司法書士会越谷総合相談センター1号ホール

●面談相談11組30分、予約制(2月22日午後5時までに、埼玉司法書士会事務局へ申し込み) ●電話相談 ☎048-872-8055 (当日のみ通話可)、予約不要

●費用無料
●お問い合わせ先
埼玉司法書士会 ☎048-863-786

八條図書館・八條公民館指定管理者制度導入

八條図書館・八條公民館では、市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、民間事業者などの技術やノウハウを活用した指定管理者による管理運営を始めます。

図書館の主な事業
図書館資料の収集、整理、保存および貸し出しサービス、レファレンスサービス、おはなし会、おりがみ教室、上映会などは、継続します。
新規事業として、50種以上の辞事典の一括検索サービス、みんなでシネマ、図書館・公民館ツアーなどを予定しています。

公民館の主な事業
子育て世代や団魂の世代を対象とした各種講座、地域の歴史や郷土のさまざまな情報に関する講座の開催など、多彩な事業を展開し、市民の学習の場・交流の場を提供します。

指定管理者 株式会社 図書館流通センター
指定期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日
☎八條図書館 ☎994-5500

全国春の火災予防運動 3月1日～7日

『消すまでは 出ない行かない 離れない』

この運動は、火災予防思想を普及することにより火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の減少や財産の損失を防ぐことを目的としています。

【重点目標】

- 1 住宅防火対策の推進**
条例により義務化された住宅用火災警報器を設置しましょう。
*悪徳な訪問販売員による被害が各地で多発しています。十分注意しましょう。
- 2 放火火災防止対策の推進**
ゴミは収集日に出すことを徹底し、家の周りに新聞、雑誌など燃えやすいものは置かないようにしましょう。
- 3 地域の防火対策の推進**
防災訓練に進んで参加し、地域ぐるみの協力体制を築きましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
☆☆ 3つの習慣・4つの対策 ☆☆

3つの習慣
☆寝たばこは、絶対しない。
☆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
☆ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策
☆逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
☆寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
☆火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
☆お年寄りや障がいのある方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

☎消防本部予防課 ☎996-0134